



樽環境第 3 1 3 号
令和 8 年 3 月 2 3 日

小樽市環境審議会
委員長 八木 宏樹 様

小樽市長 迫 俊 哉



諮 問 書

小樽市環境基本条例第 3 3 条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会に諮問いたします。

記

(諮問事項)

(仮称)小樽市自然環境等と再生可能エネルギー発電等事業との調和に関する条例(素案)の策定について

(諮問理由)

近年、北海道では、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入が拡大しています。しかしながら、一部の地域では、太陽光発電事業等における違法な開発行為や地域トラブルに発展する事例が散見されております。

本市では、「ゼロカーボンシティ小樽市」の実現を目指し、再生可能エネルギーの導入を推進する一方で、本市の自然環境や景観等は、後世に残すべき重要な財産であることから、再生可能エネルギーの推進と自然環境及び良好な景観の保全を両立させるとともに、発電事業等による地域トラブルを未然に防ぐ必要があります。

このような状況を踏まえ、再生可能エネルギーの導入推進と自然環境等との調和を図り、「(仮称)小樽市自然環境等と再生可能エネルギー発電等事業との調和に関する条例」の策定に当たり、貴審議会に意見を求めます。

<補足> 諮問について 小樽市環境基本条例（抜粋）

第33条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に答申するとともに、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。